

別表２ 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準 〔参考〕（注１）
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	１０	79, 80, 87, 139, 150, 200	27.33ha	主伐林齢：標準伐期齢＋１０年以上 皆伐面積：２０haを超えない範囲内
		１１	15, 30, 32	10.52ha	
		１３	3～4, 7, 11, 12, 24, 35～37, 43, 66, 92, 93, 99～101, 104～106, 110	74.10ha	
		１８	6, 7, 10, 35, 36, 39, 52, 100, 102	34.76ha	
		１９	13, 15, 16, 19, 20, 45	19.96ha	
		２０	1～3	6.69ha	
		２６	22, 23, 26, 110	1.64ha	
		２７	1, 18	9.21ha	
		３１	30, 32	1.40ha	
		３２	1, 2, 4～7, 36, 37, 55～57, 78～80	54.26ha	
		４０～４１	全域	175.77ha	
		４２	1～11, 14, 20	96.61ha	
		４３	1～3, 5～12, 15	128.39ha	
		４４	全域	58.38ha	
		５４	1～9, 12, 13	84.43ha	
		５８	59, 60	7.19ha	
		６３	1, 2, 4～9, 34～37, 39～41, 54, 127, 130, 131, 134～137, 140～144, 146, 147	118.55ha	
		６７	98～102	2.80ha	
		７１	112～121	6.24ha	
		７３	22	0.69ha	
		７９	全域	98.67ha	

		合計		1, 017. 59ha	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	1 3	11, 35	22. 37ha	主伐林齢：標準伐期齢＋1 0年以上 皆伐面積：1 0haを超えない範囲内
区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準 〔参考〕（注1）
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	4 2	12	1. 10ha	主伐林齢：（注3）の表による 皆伐面積：2 0haを超えない範囲内
		4 3	4	18. 49ha	
		8 0～8 4	全域	613. 03ha	
		合計		614. 13ha	
	複層林施業を推進すべき森林 （複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く））	1	16, 18, 19, 23	2. 26ha	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：7 0％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1／2以上を維持する
		1 3	14, 21, 22, 69	8. 85ha	
		4 2	13, 15～17	32. 60ha	
		5 2	5	0. 75ha	
		5 8	76	0. 76ha	
		6 6	9	0. 01ha	
		合計		45. 23ha	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	17, 20～22, 26, 29, 102～113	5. 32ha	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：3 0％以下又は4 0％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7／1 0以上を維持する
		1 1	7, 8, 14, 17, 18, 20～24, 26, 27, 31, 38, 39	32. 33ha	
		1 3	1, 2, 5, 6, 13, 27～34, 68, 70, 102, 103, 107	30. 89ha	
		2 6	24, 25, 27～29	7. 11ha	
		3 2	73～75	1. 15ha	
		3 3	25	0. 16ha	
		3 5	78	0. 79ha	
		5 8	61, 66, 507	1. 57ha	
		6 6	94～96, 129～131, 133～135, 508	5. 71ha	
		6 7	64	0. 80ha	
		7 0	5, 13～15, 35～37	4. 48ha	

			7 3	23, 24, 504, 505	2. 95ha	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
			合計		93. 26ha	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当無し		

（注１）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２に定める方法のほか、農林水産省（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ha以下とする必要があります。

（注３）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

区分	樹種	
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	９６年以上
	トドマツ	６４年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	４８年以上
	その他針葉樹	６４年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	４８年以上
	その他広葉樹	６４年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	９６年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	１２８年以上

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準 〔参考〕（注１）
		林班	小班		
水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき 森林	１～４	全域	848.40ha	主伐林齢：標準伐期齢＋１０年以上 皆伐面積：２０haを超えない範囲内
		５	03, 05, 51～54, 56～62, 64, 65	181.76ha	
		６	51, 52, 54, 55	94.22ha	
		７	04, 23, 51～54, 98	152.74ha	
		８	02, 05～07, 21～24, 98	57.50ha	
		９	全域	208.58ha	
		１０	01, 02, 07～10, 12, 20～27, 51～55, 98	294.71ha	
		１１～１３	全域	470.54ha	
		１４	01～05, 08, 09, 20～33, 98	182.67ha	
		１５	01, 02, 06, 09, 20～31, 98	169.06ha	
		１９～２０	全域	342.94ha	
		２１	01～04, 06～08, 20, 41, 51～67	194.45ha	
		２２	全域	198.08ha	
		２３	01～03, 05, 20～27, 31, 32, 41 51, 52, 54	231.12ha	
		２４～２５	全域	408.65ha	
		合計		4,035.42ha	
	伐採面積の規模の縮小を 行うべき森林（注２）	１４	10	5.10ha	主伐面積：標準伐期齢＋１０年以上 皆伐面積：１０haを超えない範囲内
		１５	10, 98	4.76ha	
		合計		9.86ha	

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）		１ ６	51～57	23.58ha	主伐林齢：（注３）の表による 皆伐面積：２０haを超えない範囲内
			１ ７	51～55	41.84ha	
			１ ８	51～58	16.49ha	
			合計		81.91ha	
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）			該当なし		
区分	施業の方法		森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準 〔参考〕（注１）
			林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	５	02, 04, 08, 09, 20, 21, 55, 63, 70, 71	65.89ha	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：３０％以下又は４０％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の ７／１０以上を維持する
			６	01～07, 09, 20～23, 53, 56, 70, 96	186.50ha	
			７	01, 02, 05, 06, 09, 20～22, 95	107.42ha	
			８	01, 03, 04, 08, 10～15, 20, 25, 26, 51, 52, 95	129.58ha	
			１ ０	11	11.33ha	
			１ ４	01～05, 08, 09, 20～33	180.84ha	
			１ ５	01, 02, 06, 09, 20～31	167.26ha	
			１ ６	01, 03, 04, 06～08, 20～27	162.33ha	
			１ ７	01～03, 20～26	99.35ha	
			１ ８	01, 02, 06, 07, 09, 12, 13, 20～25	208.03ha	
			２ １	05	1.10ha	
			２ ３	53, 109	17.99ha	
			合計		1,337.62ha	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当無し		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

（注１）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２に定める方法のほか、農林水産省（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ha以下とする必要があります。

（注３）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

区分	樹種	主伐可能な材齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	9 6 年以上
	トドマツ	6 4 年以上
	カラマツ	4 8 年以上
	その他針葉樹	6 4 年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ	4 8 年以上
	その他広葉樹	6 4 年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	9 6 年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	1 2 8 年以上